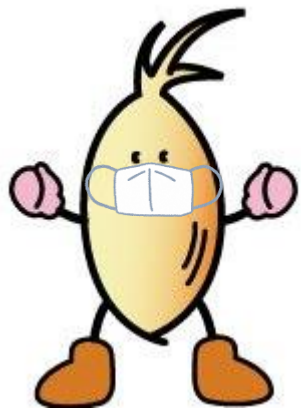


新型コロナウイルス感染症に係る 介護サービス事業所の人員基準等の 臨時的な取扱いについて

東三河広域連合 福祉事業部介護保険課



東三河広域連合のマスコット みのりん

臨時的な取扱いについて①

- ▶ 通知発出日 : 令和2年2月17日に第1報発出
(これまでに第16報まで発出)
- ▶ 通知の発出趣旨 : 新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合が想定され、そのような場合について、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについて柔軟な取扱いを可能とする考えが示された。
- ▶ 対象 : 介護保険サービス事業者及び第1号事業者
- ▶ 通知の取扱い期限 : 未定。(令和2年10月27日時点)

臨時的な取扱いについて②

◆ 臨時的な取扱いに関連する問合せ（トラブル等）

- ▶ デイサービスへ行っていないにもかかわらず、電話のみで請求されたが違法ではないのか。
- ▶ サービス内容に変更がないのに、料金が高くなったのはなぜか。
- ▶ 毎月モニタリングに来ていたが、急に来なくなった。
- ▶ 介護サービスを利用したいが、感染拡大防止のため、利用を控えるように言われ、サービスが受けられず困る。
- ▶ サービス事業所とケアマネジャーで意見調整ができていない。

臨時的な取扱いについて③

◆ 臨時的な取扱いを運用する上での留意事項について

1. 必要性の整理
2. 説明及び同意
3. 関係事業者同士の連携
4. 記録

Q.新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、職員等が熱やその他の症状があった場合は出勤しないようにしているが、これにより一時的に人員基準を満たすことが出来なくなった場合には減算扱いとなるのか。【第1報関連】

- ▶ A.減算としない扱いが可能です。
- ▶ ただし、可能な限り基準を満たせるように代替りの従業員の確保に努めてください。それでもなお、やむを得ず一時的に基準を満たせなくなった場合には減算としない扱いが可能です。
- ▶ なお、人員基準を満たせなくなった事情や代替の方法などを記録してください。

- ポイント
- ▶ 新型コロナウイルス感染症に伴う小中学校等の休校により、一時的に基準を満たせなくなった場合も同様の扱いです。【第3報問1】
- ▶ 利用者の処遇に影響がないか判断をし、安全を確保した上での提供を行うように努めてください。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症に関係のない理由については、これまで同様減算の対象です。

Q. 訪問介護の特定事業所加算等（※）の算定要件のひとつである「定期的な会議の開催やサービス提供前の文書による指示・サービス提供後の報告」について、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、電話、文書、メール、テレビ会議等の対面を伴わない代替手段をもって開催の扱いとすることは可能か。【第9報問4】

▶ A.可能である。

▶ 第1報において、「特定事業所加算の算定要件である定期的な会議の開催やサービス提供前の文書による指示・サービス提供後の報告について、今般の被災等により、やむを得ず当該要件を満たすことができなくなった場合についても、当該加算の算定は可能である。」としている。

▶ これには、感染拡大防止の観点からやむを得ない理由がある場合について、電話、文書、メール、テレビ会議等を活用するなどにより、柔軟に対応することも含まれるものである。

※サービス提供体制強化加算や居宅介護支援の特定事業所加算の算定要件である定期的な会議の開催についても同様の取扱いとする。

● ポイント

▶ 柔軟な対応をとった場合には、その理由や代替手段の内容を記録してください。

▶ 通常どおりの会議の開催等を妨げるものではありません。

▶ 訪問リハ・通所リハのリハビリテーションマネジメント加算の算定要件である定期的な会議の開催についても同様です。（本人及び家族への説明・了承が必要）【第9報問5】

【関連する問合せ】

その他の会議等の開催について①

1. 地域密着型サービスにおいて、開催が求められる運営推進会議や介護・医療連携推進会議などについて感染拡大防止の観点より、開催を見合わせるなどの対応は可能か。また開催を見合わせた場合、GHの場合には外部評価の軽減要件に影響はないか。
2. 小規模多機能型居宅介護の外部評価について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点により、会議の開催を見合わせる等をしてきており、第三者である地域住民の代表者等に現場を見てもらえていない。そのような状況で第三者が評価を行うことは難しいと判断するがいかがか。

1. 文書による情報共有・報告、延期、中止などの対応を認めています。中止の場合であっても、本来実施する会議での報告事項などを文書で共有するなどの対応をしてください。ただし、対応方法やその理由などについては記録してください。また、外部評価の軽減要件の開催回数については、感染拡大防止の観点よりやむを得ず開催を見合わせた場合には、軽減要件を満たしていると判断します。
2. 文書による実施、延期、中止などの対応を認めています。ただし、対応方法やその理由などについては記録してください。

【関連する問合せ】

その他の会議等の開催について②

3. 居宅介護支援の特定事業所加算の要件である他の法人が運営する事業所と共同で事例検討会等を行うことが要件となっていたが、感染拡大防止の観点により中止した場合には、加算要件を満たさないこととなるか。
4. 施設サービス等の運営基準にある各種委員会等の開催については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点により、開催を見合わせてもよいか。

3. 毎年度少なくとも次年度が始まるまでに事例検討会等の計画を定めることが必要であるため、計画は必要です。計画はあったが、感染拡大防止の観点により中止した場合は加算要件を満たすものと考えます。ただし、当初の計画や中止とした理由などを記録してください。
4. 文書による情報共有・報告、延期、中止などの対応を認めています。中止の場合であっても、本来実施する会議での報告事項などを文書で共有するなどの対応をしてください。ただし、対応方法やその理由などについては記録してください。

Q.通所系サービス事業所（通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護に限る。）が、利用者等の意向を確認した上で行う電話による安否確認について、介護報酬の算定が可能か。【第6報問1・2】

▶ A.通所系サービス事業所が、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、あらかじめケアプランに位置付けた利用日については、相応の介護報酬の算定が可能である。具体的な算定方法については、第2報を参考にされたい。

● ポイント

- ▶ 利用者の意向を確認し、電話による安否確認を行う必要があるか検討してください。
- ▶ 1日に1回電話で安否確認すればよい訳ではなく、生活状況を把握するために1日に複数回の電話聞き取りが必要と考えます。
- ▶ 電話により確認した事項については、記録を残すことが必要です。
- ▶ 休業要請を受けた場合とそれ以外の場合では、算定の取扱いが異なります。
 - ・ 休業要請を受けた場合：1日2回まで
 - ・ 感染拡大防止の観点：1日1回まで

【第2報の報酬の算定方法について】

(例) 通所介護事業所で通常「7時間以上8時間未満」の区分で請求している場合において、新型コロナウイルス感染症の影響により、以下の対応をとった場合はどのような請求となるか。

- ◆ 【ケース1】 居宅を訪問し、サービス提供した場合
午前1回 2時間 夕方1回 2時間30分
計4時間30分
- ◆ 【ケース2】 居宅を訪問し、サービス提供した場合
午前1回 2時間 昼1回 2時間
夕方1回 2時間30分 計6時間30分
- ◆ 【ケース3】 居宅を訪問し、サービス提供した場合
午前1回 30分 夕方1回 30分 計1時間
- ◆ 【ケース4】 電話での対応の場合（自主休業時）
午前1回 昼1回 夕方1回 計3回

- 【ケース1】
「2-3」を2回分請求することとなります。
 - 【ケース2】
原則、「2-3」を3回請求することとなるが、この場合は「7-8」1回分の報酬<「2-3」3回分の報酬となり、居宅サービス計画に位置づけられた時間の報酬区分を上限とするため、「7-8」1回分の請求となります。なお、提供時間を合算するわけではないため、「6-7」1回分の請求とはなりません。
 - 【ケース3】
一回当たりのサービス提供が2時間未満にあっては「2-3」での請求が認められます。よって、「2-3」2回分の請求となります。
- ※訪問一回当たりの提供時間について、下限設定は有りません。計画の内容を踏まえ、出来る限りのサービス提供をしてください。
- 【ケース4】
電話による安否確認対応については、1回あたり「2-3」の区分が相応と考えられます。また、自主休業時の電話対応の請求は1日1回までとなるため、「2-3」1回分の請求となります。

Q.今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、通所介護事業所において訪問サービスの提供等を行った場合、居宅介護支援の業務や居宅サービス計画の変更については、どのような取扱いが可能か。【第8報問1】

- ▶ A.通所介護事業所が新型コロナウイルス感染症対策として、当該事業所の利用者に対して、当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、時間を短縮しての通所サービスの提供や、訪問によるサービスの提供を行う場合、事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の実施は不要として差し支えない。
- ▶ また、これらの変更を行った場合には、居宅サービス計画（標準様式第2表、第3表、第5表等）に係るサービス内容の記載の見直しが必要となるが、これらについては、サービス提供後に行っても差し支えない。
- ▶ なお、同意については、最終的には文書による必要があるが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることよい。

- ポイント
- ▶ サービス担当者会議の実施について、不要として差し支えない場合であっても、関係事業所間での連携は必要です。
- ▶ 必ず事前に連携をとり、利用者へ説明を行うようにしてください。
- ▶ 利用者とのトラブルにもなりかねないため、サービス事業所と連携し、丁寧な説明に努めてください。
- ▶ 可能な限り、基本的な手順に従い、サービス内容の変更・説明・同意等を行うようにしてください。

【よくある問合せ】 ケアプランの変更や同意等の扱いについて

NO	ケース	サービス担当者会議開催の要否	ケアプラン変更の要否	時期	説明・同意の時期	文書による同意の要否	備考
1	通所系サービス事業所が新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮しサービス提供、訪問サービスの提供や電話等対応を行った場合	不要(※)	必要	提供後也可	説明・同意は提供前に必要	必要(提供前に説明・同意があれば、文書による同意は事後でよい)	第8報問1
2	訪問看護において、利用者から訪問を控えるように要請され、電話等で病状確認や療養指導を行った場合	不要(※)	必要	提供後也可	説明・同意は提供前に必要	必要(提供前に説明・同意があれば、文書による同意は事後でよい)	第10報問1
3	訪問介護の所要時間について、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを下げるため可能な限りの工夫を行い、計画に位置づけられた標準的な時間を下回った場合	不要(※)	不要	—	説明は提供前に必要 同意は請求前に必要	説明・同意に係る対応状況の記録で足りる	第11報問2
4	訪問介護の所要時間について、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画に位置づけられた標準的な時間を上回った場合	不要(※)	必要	提供後也可	説明は提供前に必要 同意は請求前に必要	必要(提供前に説明・同意があれば、文書による同意は事後でよい)	第11報問2
5	通所系サービス事業所において、利用者の自主的な利用控えがあり、定員に余裕がある場合に、他の休業している同一サービス事業所の利用者を受け入れる場合	不要 (ただし、目的やサービス内容が変わるなど軽微な変更 に該当しない場合は必要)	必要	提供前に行う	説明・同意は提供前に必要	必要(提供前に説明・同意があれば、文書による同意は事後でよい)	第11報問3
6	第12報の取扱いにより報酬算定を行う場合	不要(※)	必要	—	説明は提供前に必要 同意は請求前に必要	説明・同意に係る対応状況の記録で足りる	第13報問3

※担当者会議を開催しない場合でも、事業所間の連携は必要です。
 ※可能な限り通常のプロセスを経て、プラン変更をし、同意を得ていただくことが望ましいと考えます。

第12報の取扱いについて

- 通知概要：通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所について、介護支援専門員と連携の上、利用者から事前の同意が得られた場合には、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から、以下のような報酬算定が可能とされました。

- 【通所系サービス】

通所系サービス事業所が提供するサービスのうち、一定のルールに基づき算出された回数について、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分の2区分上位の報酬区分を算定する取扱いを可能とする。

- 【短期入所系サービス】

短期入所系サービス事業所における1ヶ月のサービス提供日数を3で除した数（端数切上げ）の日数分につき、緊急短期入所受入加算を算定する取扱いを可能とする。

※具体的な算定方法は、第12報通知の別紙及び参考資料を参照すること。

- 留意事項：①利用者から事前の同意を得ること。
②通所介護計画等と居宅サービス計画のサービス提供回数等との整合性を図ること。
③区分支給限度額の取扱いに変更はない。
④当該取扱いにおける請求に当たっては、給付管理票及び介護給付費明細書のそれぞれに反映する必要があること。

【よくある問合せ】 第12報の取扱いについて

1. 第12報の取扱いをする際、あらかじめ行政へ届出等は必要か。
2. 同じ利用者が、同じ月に2つの事業所を利用した場合、どのように算定すればよいか。
3. 第12報の取扱いをすることで、利用者負担も増えるが、増額分を徴収しないことは可能か。また、区分支給限度額を超えた場合には、超過分は実費（10割負担）となるのか。
4. 区分支給限度額等を踏まえ、算定回数を減らす、1区分のみあげて算定する等の対応は可能か。
5. 長期間の短期入所生活介護（ロングショート）を利用中の方について、31日利用の場合は、第12報による緊急短期入所受入加算は $31 \div 3 = 10.3$ で端数切上げで11日分算定できるのか。
6. 短期入所生活介護を複数回利用（月初に3泊4日、月末に4泊5日の計9日利用）の場合は、それぞれの利用日数を3で除して切り上げるのか。それとも1月の利用日数を通算して計算を行うのか。

1. 通所系サービスは、加算算定の場合は延長加算の届出が必要です。短期入所は加算算定に際し、届出は不要です。
2. それぞれの事業所における利用回数を基に計算して、それぞれ報酬算定してください。
3. 不可です。また、超過分についても実費（10割）で徴収する必要があります。
4. 可能です。
5. 30日を超える日については、介護保険の給付対象外であるため利用日数にカウントしません。よって $30 \div 3 = 10$ 日分算定となります。
6. 1月の利用日数を通算して計算します。よって $9 \div 3 = 3$ 日分算定となります。

最後に。

- ▶ 令和2年10月27日時点で、発出されている通知を基としております。
- ▶ 今後の国からの通知等により、解釈等が変更となる場合もあります。今後の情報に注意してください。

- ▶ 情報収集は、以下のページ等を参考にしてください。

- 東三河広域連合-介護保険課HP

<https://east-mikawa.jp/inner.php?id=223>

- 厚生労働省HP

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>

- ▶ 不明な点や判断に迷われるケース等ありましたら、お問い合わせください。
- ▶ 今後も新型コロナウイルス感染症の影響により、サービスを一時休止、縮小、入退所の一時停止などを行う場合がありますら、ご一報くださいますようお願いいたします。

介護保険課 指定グループ：0532-26-8470・8471